

# 都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会 とりまとめの方向性（たたき台）について

---

this page is intentionally left blank

# これまでの議論振り返り（1）背景・経緯

H28.5 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ

## 新たなステージに向けた重点的な戦略を踏まえた新たな制度の創設

### 都市緑地法

- ・ 「緑の基本計画」の記載事項の拡充
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

### 都市公園法

- ・ 都市公園で保育所等の設置を可能に
- ・ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・ 公募設置管理制度（P-PFI）の創設
- ・ 公園の活性化に関する協議会の設置
- ・ 都市公園ストック再編事業の創設
- ・ ガイドラインの作成、プラットフォームの支援

## 平成26,27年度検討会以降も引き続き検討が必要な課題

✓ 市民主体の団体等が自律的に公園運営を可能とする仕組み

✓ P-PFIのさらなる有効活用に向けた官民の相互理解、役割分担の明確化や公募・事業推進手続等の改善

✓ 公園の日常的な運営について扱う公園協議会のさらなる普及・横展開

✓ 都市公園の柔軟な管理運営等をサポートする相談窓口の設置や人材派遣等の仕組みの充実

✓ 都市公園の評価・特性等を見える化し、より質を高めるための、都市公園等の管理の質を客観的に評価する仕組み

✓ まちづくり、建築、保健部局等との分野横断的な連携の円滑化

✓ 学習機会の提供などによる市民の知識、スキルの継続的な向上

## 社会経済状況の変化による要請

✓ 新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応

✓ デジタル田園都市国家構想を踏まえた都市公園におけるデジタル化推進

✓ 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた公園の再生・利活用

✓ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた都市公園の貢献

## 地方公共団体から寄せられた意見

✓ 占用許可等の公園の管理権限の運用柔軟化

✓ 太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの活用への対応

✓ 固定資産台帳、公園台帳や社会基盤情報等のデジタル化

✓ 公園内の建ぺい率基準の柔軟化

## 問題意識

民との連携により、都市公園をより柔軟に使いこなすための質の高い管理運営のあり方、それを支える仕組みはどうあるべきか。

## 検討項目・論点

### 1. 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方

#### ①公園の利用ルールの多様化

公園によって様々な利用者ニーズや周辺住民に対応するため、公園利用ルールの多様化の方向性はどうあるべきか。

#### ②公園における安全・安心の確保

犯罪の予防や事故の防止等、公園での安全・安心を確保するため、望ましい管理の方向性はどうあるべきか。

### 2. 民が担う公の役割を踏まえた公園運営のあり方

#### ③管理運営の担い手の拡大

民間事業者、自治会等地域住民、ボランティア等が主体となった新しいパークマネジメントの仕組みの方向性はどうあるべきか。

#### ④管理運営のインセンティブ

既存ルールの緩和等、自律的で持続可能な管理運営につなげるためのインセンティブの方向性はどうあるべきか。

### 3. まちの活力を支える発展的な公園利用のあり方

#### ⑤社会実験施設等設置のルール

都市公園に設置可能な社会実験施設の具体的な内容や設置のためのルールはどうあるべきか。  
都市公園への太陽光発電施設の設置ルールはどうあるべきか。

#### ⑥公園におけるデジタル化の促進

公園においてデジタルが実装された姿やそれを促進するための方法はどうか。



令和3年度  
検討会に  
おける意見  
(全体について)

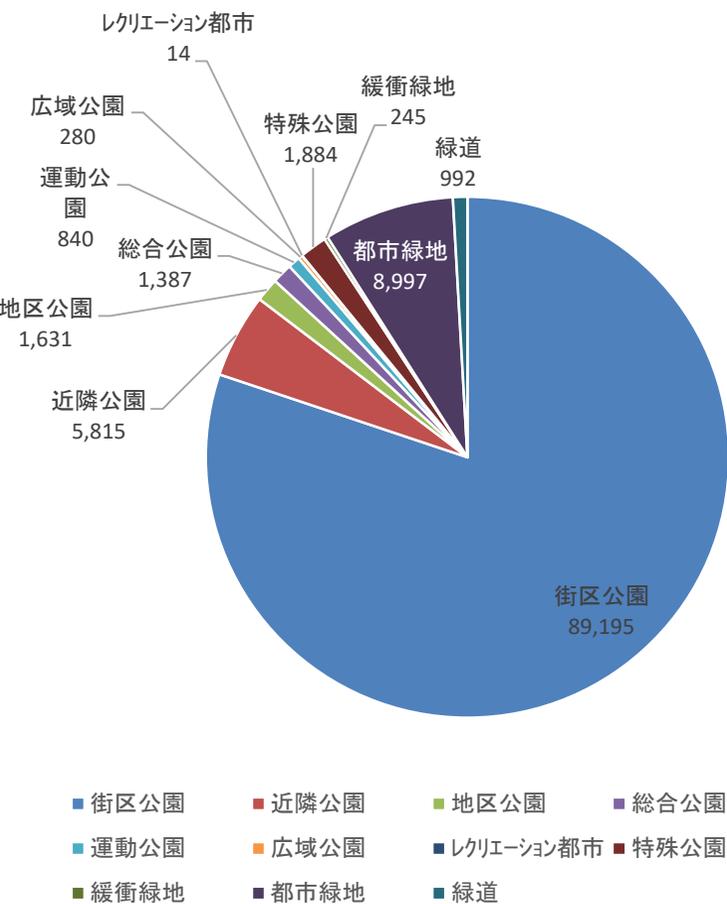
- ・公園の立地、種別、規模、性質、背景、使われ方等に応じた整理が必要ではないか。
- ・子育て支援と健康づくり・ウェルネスのテーマも検討すべきではないか。
- ・社会の変化、変容への対応のあり方が今回の課題への答えの出し方の大きな方向性。骨太なまとめ方を検討すること。

# 【参考】都市公園の種類

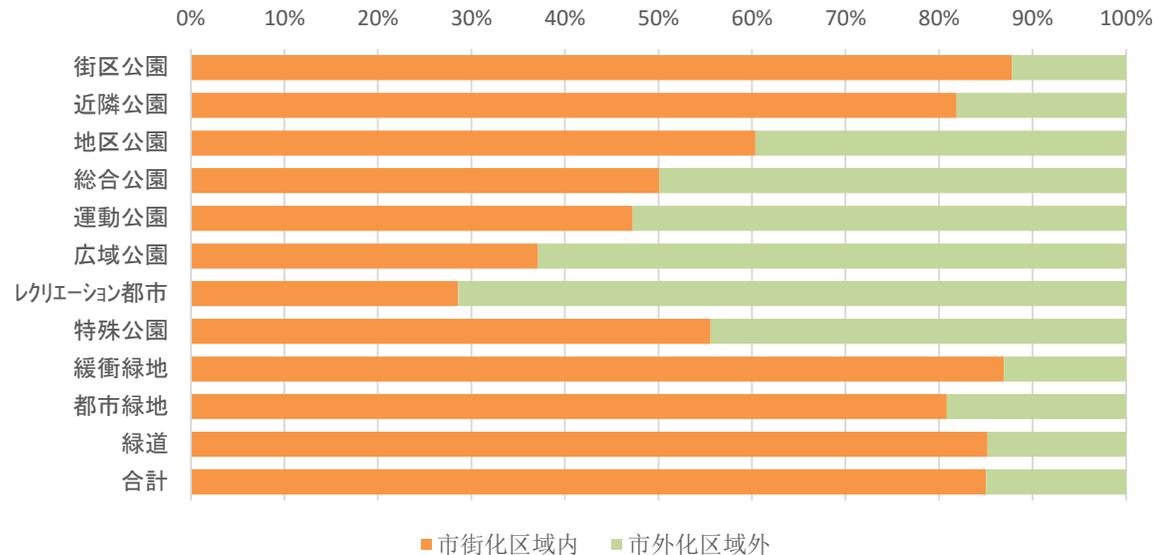
種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位毎に1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

# 【参考】公園種別ごとの都市公園の整備状況（箇所数）

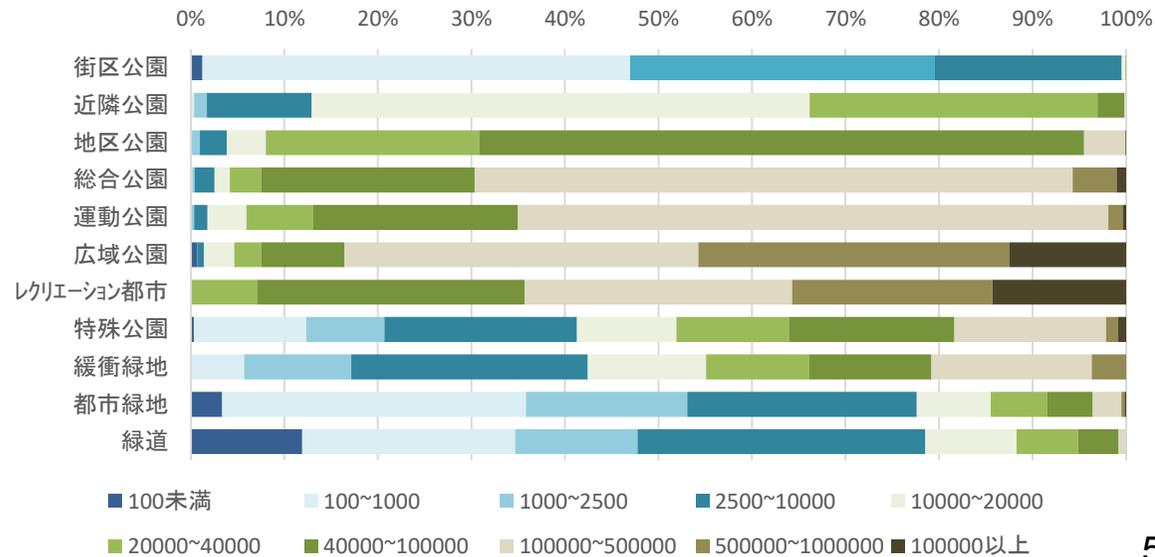
## 公園種別毎の割合（箇所数）



## 立地毎の公園の割合（箇所数）

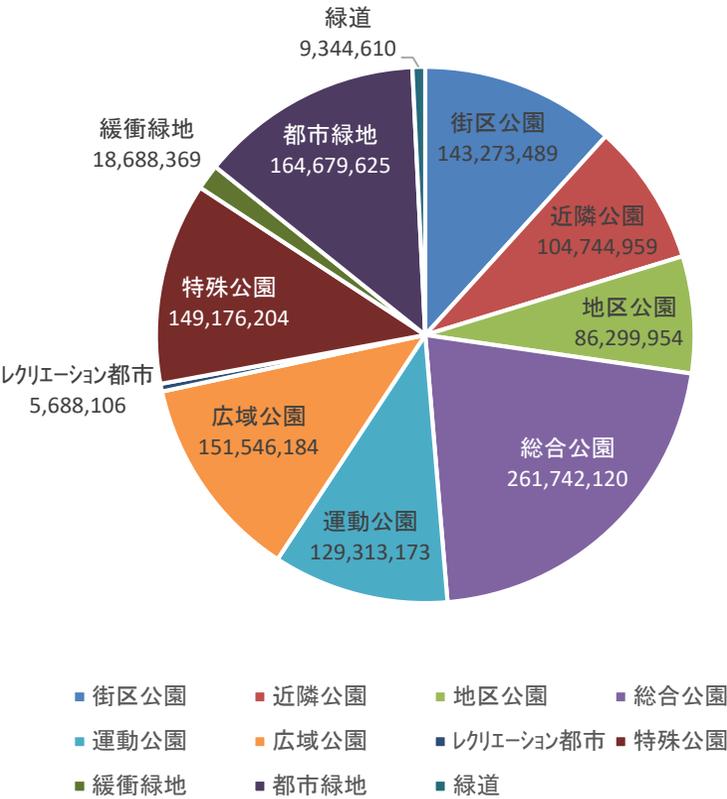


## 規模毎の公園の割合（単位：m<sup>2</sup>）（箇所数）

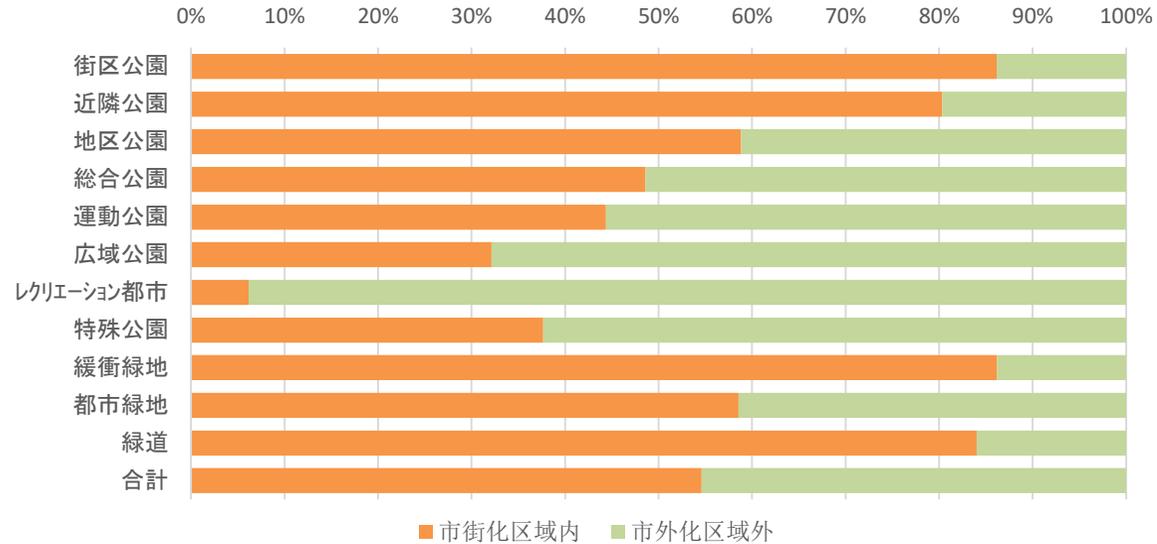


# 【参考】公園種別ごとの都市公園の整備状況（面積）

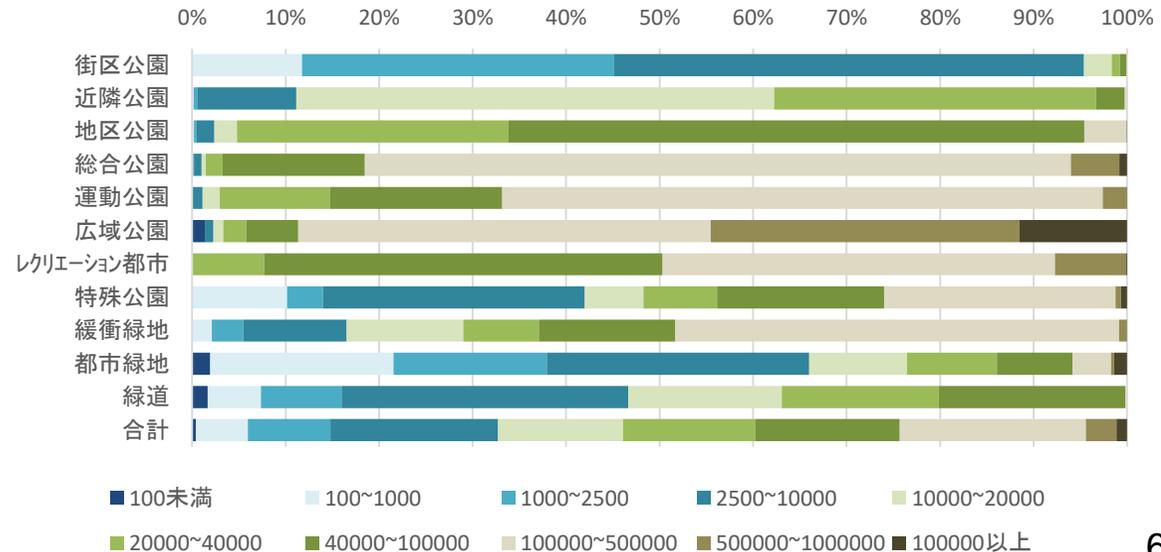
## 公園種別毎の割合（総面積）



## 立地毎の公園の割合（総面積）



## 規模毎の公園割合（単位：m²）（総面積）



※国営公園を除く

this page is intentionally left blank

# 検討項目①利用ルールの多様化

## 背景・課題

- 都市公園は、限られた敷地の中で多様な方々が利用するという施設の性質上、多様な利用ニーズや周辺住民の意向を総合的に勘案した上で利用調整を行わなければならない。
- そういった中、利用ルールを話し合う機会がないこと等から、排他的に公園が使われてしまっているケースや、少しでも迷惑となる可能性がある行為は一律禁止としてしまうケースも多い状況である。
- 公園ごとの利用ルールの調整は、公園協議会制度に期待された協議事項のひとつであったが、そのような協議を行うこととしている公園協議会は18.7%に留まっている。



## 論点

- 公園によって様々な利用者ニーズや周辺住民に対応するため、公園利用ルールの多様化の方向性はどうあるべきか。



## 令和3年度検討会における意見

- ・都市公園法に基づく協議会以外にも、利用ルールについて利用者や地域住民と話し合っている様々な会議体を調査してはどうか。
- ・公園のルール作りのスキームをつくり、それを指導・サポートする仕組みが必要

# 検討項目①利用ルールの多様化

## 今後の方向性

### ○都市公園条例の見直しの促進

- 多様な利用ニーズを受けとめ、公園を柔軟に使いこなすため、各地方公共団体が定める都市公園条例について、一律の行為制限から公園の特性に応じた行為制限等への見直しを促進。

### ○利用者・地域住民等の合意形成によるルールづくりの普及

- 利用の安全性、公平性等を確保しながら、多様な利用を実現するため、利用者・地域住民等の合意形成により、ルールをつくり運用する取組を普及。

## 検討の参考となる事例

### ①船橋市(ボール遊びのできる公園の検討)

- 2015年度に有識者、市民代表等による「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- 市のHP等で「ボール遊びができる施設一覧」を「基本ルールで遊べる公園」と「公園ごとのルールで遊べる公園」(エリアの限定、バット・ラケットの使用禁止等)に分けて公表。

### ②足立区(公園でボール遊びしやすい環境の整備)

- 2018年に「足立区パークイノベーション推進計画」を策定。
- 区立公園を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に分類し、だれもが目的に合わせて選べるような特色ある公園づくりを推進。
- 公園でのボール遊びに関するルールの策定やおすすめ公園MAPの作成、ボール遊びコーナーの適正配置等、公園でボール遊びがしやすい環境の整備を推進。

### ③豊島区／南池袋公園(地域でのルール作り)

- 行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として商店会・町会・区の代表者等で設立された「南池袋公園をよくする会」において、公園の具体的な利用方法やルール作り(芝生広場へのペットの立入禁止など)、イベントの企画等を実施。

### ④横浜市(管理運営委員会による利用調整)

- 身近な公園の多目的広場や少年野球場などで、地域や利用団体で「管理運営委員会」を結成し、日常の利用調整(施設利用の申込み受付や利用団体間の調整・承認)と維持管理運営を実施。
- 利用者へのマナー向上等の働きかけも担う。

## 検討の参考となる事例

### ⑤川崎市／生田緑地 (マネジメント会議での利用ルールづくり)

- 生田緑地の目指す将来像「生田ビジョン」の実現に向け、多様な主体が管理運営参加する「協働のプラットフォーム」の具体的なしくみとして、平成25年に「生田緑地マネジメント会議」を設立。
- 自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくことを目的に、自然の保全・利用方針、「生田緑地憲章」と「利用ルール」などを定め、運用。

**「生田緑地憲章」と「ご利用のルール」**

**生田緑地憲章**

私たちは、生田緑地の自然や歴史文化を大切にし、さらに楽しく気持ちよく利用できるよう協働により、生田緑地の良好な管理に努めます。  
私たちは、生田緑地の自然のいとなみを守るため、生き物を持ち出し、他の地域の生き物を持ち込んだりしないようにします。

2021年2月 生田緑地マネジメント会議  
川崎市公園緑地管理課(事務局)

生田緑地 ご利用のルール			
園路からそれて歩かない	動物物を持ち込まない	外から動物物を持ち込まない	野生動物に餌を与えない
土の採取はしない	他の人に迷惑となる遊びはしない	アウトドアの使用は原則禁止	禁煙 火気厳禁
ペットの糞は持ち帰る	ペットにはリードをつける	ゴミは持ち帰る	園内では自転車を降りる

出典：生田緑地ホームページ

### ⑥江戸川区(公園を地域の庭にする取組)

- 地域主体の公園活用を進めるため、公園で清掃や花壇づくり等のボランティア活動をしたり、季節に応じて地域のイベントを行うなど、「ゲスト」から「キャスト」としての公園づくりを進める「みんなのこうえん」を推進。
- 地域住民が公園でやりたいことを話し合い、活動組織を結成、初期段階は区のサポートを受けながら活動を展開。

**「みんなのこうえん」を造っていきよう！**

**公園を地域の庭に！みんなのこうえん**

「みんなのこうえん」ってなあに？

- ・区から皆さんへ「みんなのこうえん」の目的を説明します
- ・公園でなにができるの？
- ・地域の皆さんで「公園でやりたいこと」を話し合いましょう！
- ・どうやって実現しよう？
- ・「地域の庭」として、皆さんが主役となる「公園を創る会」を創設しよう！
- ・自分たちだけでできるかなあ？
- ・情報は、区が一冊に行動するなどお手伝いします！
- ・さあ、「みんなのこうえん」で活動しよう！！
- ・準備ができたなら「みんなのこうえん」で活動しよう！

**みんなで作ろう ステキな公園**

公園のキャストになりませんか！

子どもや孫を安心して遊ばせられる

公園で活動して毎日イキイキ

ご近所とのつながりができる

植えつけた花が元気に育って嬉しい

**お問合せ先 (江戸川区環境部水とみどりの課)**

みどり課 公園第一係 (新大塚緑地) 電話：03-5622-5743

みどり課 公園第二係 (津田緑地) 電話：03-5622-2034

みどり課 公園第三係 (新大塚緑地) 電話：03-5622-2022

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

- 公園の特性等に応じて求められる利用ルールの整理
- 都市公園条例における行為制限・禁止事項のあり方
- 利用者の合意形成による利用ルールづくりの支援方策

this page is intentionally left blank

## 検討項目②公園における安全・安心の確保

### 背景・課題

○都市公園の老朽化や維持管理費用の増大により、植栽の十分な維持管理ができず、見通しの悪い場所が発生している場合がある。また、夜間は暗くなってしまうことから、騒音や不法投棄、犯罪の温床になる懸念も指摘されている。



### 論点

○公園等での安全・安心を確保するため、望ましい管理の方向性はどうあるべきか。



### 令和3年度検討会における意見

#### ①検討全体について

・子育て支援と健康づくり・ウェルネスのテーマも検討すべきではないか。

#### ②安全・安心の確保

・安全・安心の確保のための基準があるとよいのではないか。

## 今後の方向性

### ○Well-beingの実現につながる管理運営、活用の促進

- 安全・安心な利用、子育て支援・健康・ウェルネスなど、地域の魅力につながる都市公園の管理運営、新たな活用について、モデルとなる先進事例を普及していく。

## 検討の参考となる事例

### ①名古屋市／久屋大通公園

#### （閉鎖的な公園から開放的な公園への再整備）

- 久屋大通公園は緑が過密となり、閉鎖的な印象を与える等の課題があったが、Park-PFI事業により全面的に再整備を実施（2020年9月オープン）。
- 大型の芝生広場や店舗等を配置し、明るく開放的な公園とした。

### ②千代田区／芳林公園（子ども専用時間等の設定）

- 小学校に隣接していること、繁華街に位置していること等から、地域住民の意向を踏まえ、安全・安心の確保のため、夜間の利用制限（午前7時～午後7時）、子どもの専用時間（平日午前中）の実施等を行っている。

### ③吹田市／健都ルールサイド公園

#### （健康・医療をコンセプトとした公園）

- 「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトに、北大阪健康医療都市（健都）に整備。
- 医療機関監修のもと27基の健康遊具や4つのウォーキングコースを設置。
- 公園及び園内に設置された「吹田市立健都ライブラリー」の指定管理者が、屋外運動教室、屋内運動教室、医療・介護講座、文化講座など多彩なプログラムを提供。

※出典：吹田市「健都ルールサイド公園」



健都ルールサイド公園 健康増進広場



## 検討の参考となる事例

### ⑤東京都／砧公園・府中の森公園 (障がいのある子もない子と一緒に遊べる広場)

- 東京都では、誰もが自分らしく輝くことのできるダイバーシティの実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場の整備を推進。
- 障がいのある子どもを育てる保護者や支援団体、ユニバーサルデザインに関する有識者等の意見を参考にしながら、障がいのある子もない子と一緒に遊べる広場を砧公園、府中の森公園に整備。



■砧公園 みんなのひろば

出典:「だれもが遊べる児童遊具広場」整備のガイドライン  
(東京都建設局公園緑地部公園建設課)

### ⑥練馬区／こどもの森 (自然の中で自由に遊べる場)

- 「自然×冒険×交流」をコンセプトとして、樹林地や農地など、練馬に昔からあるみどりを活かして公園を整備。
- プレーリーダーを配置し、手作りした木製の遊具、バケツやスコップ、ロープなどの道具、木の実や土、水といった自然の素材を使って自由に遊べる場を提供。
- 保育園、幼稚園等の団体利用は、事前に区に申請し、区の承認を得る手続きを設け、利用を調整。



出典:練馬区ホームページ

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

○モデルとして普及していくべき事例の観点の整理、事例収集

this page is intentionally left blank

## 検討項目③管理運営の担い手の拡大

### 背景・課題

- 都市公園では、愛護会等の地域住民を主体とした組織の参画などによる管理運営等も進められているが、実施内容は清掃、除草や花壇管理等にとどまっている。
- 公園管理のための財源や体制は限られている一方で、海外などでは民間主体が自ら財源調達して自律的に公園管理に関わる取り組みなども進められている。



### 論点

- 民間事業者、自治体等地域住民、ボランティア等が主体となった新しいパークマネジメントの仕組みの方向性はどうあるべきか。



## 令和3年度検討会における意見

### ①ボランティア活動の促進

- ・ボランティア活動の促進には、組織体制、人材育成、保険等をセットにして仕組みを検討すべきではないか。

### ②中間支援組織のあり方

- ・「緑の質の担保」「コミュニティの形成」「経済活性化につなげる」の3本柱をパートナーシップとして形成することが中間支援組織の役割

- ・想定されるステークホルダーの範囲設定のパターンや協議事項を整理した上で、制度化について検討が必要ではないか。

- ・中間支援組織に対する税制や補助金等の必要性について、検討が必要ではないか。

- ・パークコーディネーターを資格ではなく職位として評価することが重要ではないか。

### ③柔軟な管理運営を促す行政の役割分担・判断の考え方

- ・公園管理における行政の多層的な構造を整理・視覚化し、行政間の適切な役割分担、合意形成のあり方を検討すべきではないか。

- ・公園運営や許認可の最終的な瑕疵担保責任に対して保険を掛ける仕組みが必要ではないか。

### ④国による柔軟な公園管理運営の普及啓発

- ・公園管理者や指定管理者に対する柔軟な公園管理に関する研修等の人材育成、民との連携を進めるための体制構築が重要。

- ・大規模自治体を中心に、行政と市民の間を取り持つ中間支援組織の仕組みができるとよい。

### ⑤公園の評価方法

- ・公園活用への評価として、経済活動に寄与するもの、人の心・体に寄与するもの等、多様な評価軸を整理すべき。

## 今後の方向性

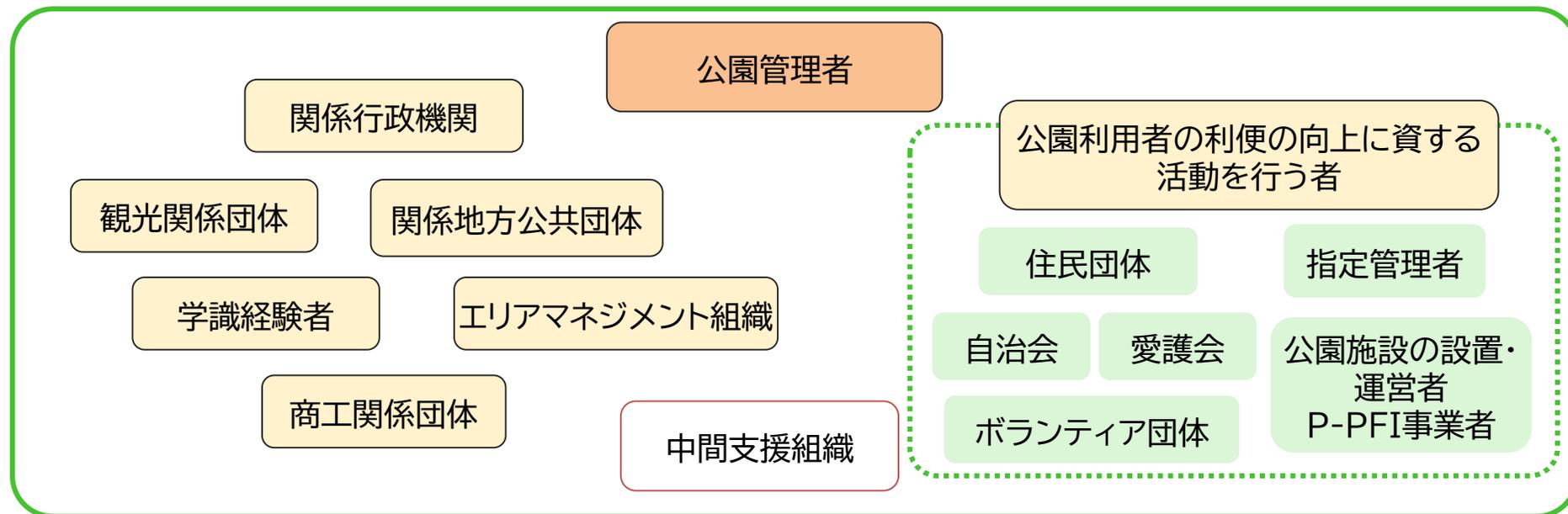
### ○担い手の多様化に即した役割分担の最適化

- ・P-PFI事業者、ボランティア団体、エリマネ組織等、公園の特性に応じて想定されるステークホルダーのパターンを踏まえ、公園の管理運営における役割分担のあり方を整理する。（民間への行政の関与のあり方や、行政間の役割分担を含む）

### ○多様なステークホルダーの参画、担い手の育成の促進

- ・中間支援組織などパートナーシップ構築や担い手育成のスキルを有する組織との連携や、公園の利活用に対応した行政側の体制構築、人材育成等により担い手の拡大を図る。

公園に関わる様々なステークホルダー



# 検討項目③管理運営の担い手の拡大

## 検討の参考となる事例

### ◆エリアマネジメント組織、民間事業者の参画

#### ①エリアマネジメント組織 －新宿中央公園 等

- 都市公園の指定管理者がエリアマネジメント団体と連携してイベントを実施。

#### ②P-PFI事業者 －鞍ヶ池公園

- Park-PFIの事業者と公園全体の指定管理者を併せて公募。

#### ③商業施設運営者 －豊砂公園

- 隣接するイオンモールと一体的に都市公園を管理し、イベントの企画・運営等を実施。イベントの収益は維持管理費にも充当。

#### ④開発事業者 －西桜公園

- 「虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー」に隣接して整備された、開発提供公園。
- ビルを管理する森ビル株式会社と区が維持管理協定を締結し、ビルの管理者が公園の日常的な維持管理を実施。

### ◆地域住民等

#### ⑤長野県小諸市／大手門公園、江東区／亀戸七丁目公園

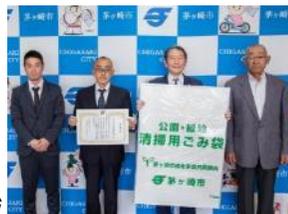
- NPO、地域住民が花壇の整備・管理やカフェの運営を実施。

#### ⑥横浜市／公園愛護会の横の連携

- 公園愛護会同士の情報交換、交流を行う協議会(戸塚区)や、愛護会活動をバックアップするボランティア組織(金沢区)が活動し、公園愛護会の横の連携を創出。
- 市は、公園愛護会の支援窓口として、各区土木事務所と公園緑地事務所に1名ずつ「公園愛護会等コーディネーター」を配置。

#### ⑦茅ヶ崎市／企業による愛護会サポート

- 市内の造園業者7社でつくる「茅ヶ崎緑化事業共同組合」が、公園愛護会用のごみ袋を寄附。



出典：茅ヶ崎市ホームページ

#### ⑧川崎市／公園管理運営協議会

- 街区公園等において愛護活動の活性化、市民協働による取組推進を目的とし、日常的な維持管理(清掃、花壇管理等)に加え、利用調整などの運営の一部を担う、「管理運営協議会」の設置を推進。
- 市は、報奨金、市が加入するボランティア活動補償制度の適用、「地元管理運営マニュアル」、樹木の維持管理に使用するマニュアルの整備などにより活動を支援。

# 検討項目③管理運営の担い手の拡大

## 検討の参考となる事例

### ◆中間支援組織との連携

#### ⑨パークコーディネーターによるサポート – 都立武蔵国分寺公園、西東京市

- 公園を利用する市民、団体等の利活用や活動のアイデアの実現を「パークコーディネーター」が支援。
- 西東京市では、市立公園の指定管理者募集の際に、「市民協働担当」を配置することを条件として設定。

### ◆他のインフラの管理運営に関わる団体制度

	河川協力団体	道路協力団体	港湾協力団体	都市再生推進法人
概要	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの	道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するもの	港湾管理者が連携して港湾管理を行う民間団体を、港湾協力団体に指定するもの	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として市町村が指定するもの
メリット	占用等の手続き簡素化 河川(治水、環境等)に関する河川管理者からの情報入手 等	道路占用等の手続き簡素化 道路空間を活用した収益活動(収益は道路の管理に還元) 活動に必要な占用に係る占用料免除	占用等の手続き簡素化 国又は港湾管理者からの情報提供	都市再生整備計画の提案 都市利便増進協定、低未利用地土地利用促進協定への参画 税制特例・財源支援

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

- 公園の特性に応じたステークホルダーの役割分担のあり方の整理
- 公園管理者と多様なステークホルダーとのパートナーシップ構築の支援策
- 中間支援組織に求める役割・職能の具体化、公園管理者との連携方法

this page is intentionally left blank

## 検討項目④管理運営のインセンティブ

### 背景・課題

- 都市公園の管理への民間事業者を含む多様な主体の参画が進む中、管理権限が限定されていること、広告物の掲示が制限されていることなど、公共空間であるゆえの各種規制が参入のハードルとなっていることが懸念されている。
- また、管理期間が限定され、管理実績を正当に評価する仕組みが不足していることも課題



### 論点

- 既存のルールの緩和等、自律的で持続的な管理運営につなげるためのインセンティブの方向性はどうか。



## 令和3年度検討会における意見

### ①広告等の規制緩和

- ・広告物の掲示を可能にする仕組みの検討が必要ではないか。
- ・公募プロセスを経て時限的に規制緩和を認めるような仕組みを検討すべきではないか。

### ②公園運営に民間資金を充てる仕組み

- ・ESGのように環境貢献としての公園への関わり方を企業がアピールできる仕組みを検討すべきではないか。
- ・米国ニューヨークのBIDやコンサーバンシーを参考にした財源調達の仕組みを検討すべきではないか。
- ・企業ふるさと納税等により民間資金や寄付金を公園の管理に充てる仕組みを検討すべきではないか。

### ③民間にとっての管理運営インセンティブ

- ・小規模な投資と社会実験によって、地域の合意形成と事業者を発掘する「マイクロP-PFI」のようなスキームがあってもよいのではないか。
- ・緑の維持管理を民間が担うインセンティブとして、規制緩和や財源措置の検討が必要。管理運営を担う事業者への占用許可権限の付与や運用の柔軟化を検討してはどうか。
- ・民間が管理運営に取り組みやすいよう、自治体側の対応体制として庁内横断組織や窓口の構築等の対応が必要。

# 検討項目④管理運営のインセンティブ

## 今後の方向性

### ○担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくり

- ・公園の特性等に応じた、民による持続可能な公園管理運営のあり方を整理する。
- ・民間が、園内事業での収益を、管理運営の質の向上に還元、投資する取組を促進する。(行為許可の手続きの柔軟化を含む)
- ・公園での民間事業が、SDGs等の観点から市場での評価につながる条件整備を図る。

### ○広告物設置の柔軟化

- ・管理運営への民間資金の活用、民間の参画促進に向けたインセンティブの一つとして、公園の特性、手続き等の一定の条件のもとで、公園内における広告物への規制を柔軟化する。

## 検討の参考となる事例(資金調達、権限の付与や運用の柔軟化等)

### ①山形県／指定管理者への行為許可権限の付与

- 都市公園条例において、指定管理者が行う業務として行為の許可を規定。

### ②吹田市／指定管理者への行為許可権限の付与

- 指定管理者に行為の許可に関する権限を付与。また、行為許可の期間を1年を超えない範囲で指定管理者が設定することができる。

### ③岡山県瀬戸内市／ふるさと納税の活用

- ふるさと納税を活用して市が資金を調達し、移動あそび場(こどもひろば推進事業)を展開。

### ④沼津市／宿泊施設運営における民間資金調達

- 公募で選定された運営事業者とその現地法人が市と協定を締結。
- 現地法人は、地元金融機関等が出資するまちづくりファンドから資金を調達するとともに、公園の使用料、利用料を収益とし、一部を公園に還元。

# 検討項目④ 管理運営のインセンティブ

## 検討の参考となる事例(資金調達、権限の付与や運用の柔軟化等)

### ⑤横浜市(公募型行為許可の試行実施)

- 横浜市は、2019年に新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を策定。
- 公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す公募型行為許可制度を、山下公園、大通り公園において試行実施。



出典:横浜市ホームページ

### ⑥横浜市(“Y-SDGs”認証の公共発注での活用)

- 事業者が認証制度を活用しSDGsに取り組むことで、持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先の拡大、さらには、投資家や金融機関がESG投資等の投融資判断への活用につなげることを目指して創設された制度。
- 認証メリットの一つとして、「横浜市総合評価落札方式」の評価項目における加点がある。

### ⑦豊島区(協定に基づく民間による公園活用)

- 子育て支援、健康増進、働き方改革、防災など分野ごとに行っていた様々な公民連携・協働を包括した協定制度。
- 無印良品株式会社は、協定に基づき、中・小規模公園の有効活用プロジェクト、公園でのイベント等を実施。



出典:豊島区ホームページ

### ⑧福島県(協定に基づく民間による遊具整備)

- 福島県は、株式会社ポケモンが相互に連携、協力の上、ポケットモンスターを活用し、福島県の活性化を図ることを目的として、平成31年2月に連携協定を締結。
- 協定に基づく取組の一環として、ポケモンをデザインした遊具を県内の公園や道の駅計4カ所に寄贈。



出典:郡山市ホームページ

## 検討の参考となる事例(広告掲出の柔軟化)

## ①札幌市(広告掲出の柔軟化)

- 「札幌市屋外広告物条例」では原則都市公園での屋外広告物の表示等を禁止しているが、「講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に表示し、又は設置するもの」は掲出可能かつ許可不要としている。
- 例えば大通公園の「さっぽろ大通ビアガーデン」ではビール会社等の広告物が掲出されている。

## ②名古屋市(広告掲出の柔軟化)

- 「名古屋市屋外広告物条例」では原則都市公園での屋外広告物の表示等を禁止しているが、「都市再生推進法人その他規則で定める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるもの」については、禁止の適用除外としている。
- なお、広告料を受ける場合は、その広告料を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てる必要がある。

## ③大阪市(広告掲出事業者募集)

- 戦略的に広告事業を展開することを目的として策定された「大阪市広告事業行動指針」に基づき、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、建設局が所管する都市公園を構成する既存の公園施設(四阿・トイレ・ネットフェンス・ベンチなど)への広告枠の設置及び広告物の表示を行う事業者を募集。  
※指定管理者制度を導入している都市公園は対象外。

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

- 都市公園を含む社会資本の整備・管理運営に関する民間資金の活用手法の整理
- 民間の資金調達、投資促進に向け柔軟化が考えられる手続きと対応策(行為許可、広告物等)

this page is intentionally left blank

## 検討項目⑤ 社会実験施設等設置のルール

## 背景・課題

- 公園等の都市アセットを有効に活用して、社会実験を積極的に実施し、その効果検証を経て実際のまちづくりにスピーディにつなげていくというアプローチが有効であることが示されている一方で、現在都市公園に設置可能な公園施設や占用物件は限定されており、社会実験に必要な設備は明記されておらず、設置のためのルールなども整理されていない。
- 再エネ発電施設である太陽電池発電施設の設置に関し、売電目的等であって「占用物件」として設置される施設については、法令の基準において「既存の建築物に設置し、かつ、当該建築物の面積を増加させないこと」とされているが、カーボンニュートラル推進の観点から、再度検討する必要がある。



## 論点

- 都市公園に暫定的に設置可能な社会実験施設の具体的な内容や設置のためのルールはどうあるべきか。
- カーボンニュートラルの観点も踏まえ、都市公園における再生可能エネルギー施設(太陽光発電等)の設置ルールはどうあるべきか。



## 令和3年度検討会における意見

### ①社会実験への対応

- ・実験的取組の促進には、検討から実施までを支援する仕組みの検討が必要ではないか。
- ・行為許可事業の公募(事例:横浜市)や行為許可の一括許可の制度を検討してはどうか。

### ②時代に応じた新たな機能整備

- ・コワーキングスペース等は明確な位置づけがないと公園管理者によって判断が異なることになるので、公園施設への位置付けが望ましい。
- ・公園のオープンスペース性は確保すべきであることから、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の公園への設置は慎重な検討が必要

## 今後の方向性(1)社会実験施設等

### ○公園を柔軟に活用する社会実験(パークラボ)等の取組の普及

- ・時代の要請、地域のニーズにスピーディに対応して、都市のアセットの一つとして都市公園を柔軟に活用している取組の展開を図る。
- ・地域課題に応える実験的取組や新たな利活用を展開しやすい仕組みづくりを進める。

## 検討の参考となる事例

### ①盛岡市／中央公園 (地域課題を踏まえた民間提案の募集)

- 未整備区域をPark-PFIにより民間事業者のノウハウと資金を活用して整備。
- 事業者の公募にあたり盛岡市が抱える地域課題解決を目指す提案を求め、中央公園周辺地区の課題である「待機児童の増加」に向けた保育園の整備をはじめ、フリースクール、地場産業体験等に係る施設を導入。

### ②神戸市／落合中央公園 (テレワークスペース提供の社会実験)

- 神戸市・兵庫県立大学との共同で、テレワークスペース等を提供する社会実験を実施。
- 公園管理事務所2階にブースを設置するほか、ボール利用者を中心に県大教員によるゼミナールを開講。

### ③大阪市／うめきた外庭スクエア (新たなサービスの社会実装を目指した実験)

- 画像解析による施設利用者の行動、混雑度、属性情報の自動検知技術、アバターロボットを活用し、遠隔地コミュニケーションやイベント体験、運営業務効率化などの導入に向けた社会受容性や有用性を検証するための社会実験を実施。

### ④新宿区／新宿中央公園 (P-PFI事業者による芝生広場のイベント活用)

- P-PFI事業により整備された交流拠点施設SHUKUNOVAでテナントを運営する事業者が、区から占用許可を受け、芝生広場の一部を使ってパークヨガイベントを開催。

## 検討の参考となる事例

### ⑤ 渋谷区／北谷公園

(ニーズに応じた実験的な公園利用の促進)

- 日建設計・株式会社マッシュが協働し、都市の遊休空間の活用に関する課題を解決するため、様々な活動を可能にするソフトを提供し、空間の所有者・管理者と活用者・出店者とをつなぐプロジェクト「YOUR PARK」を渋谷区立北谷公園にて開催。
- 期間中、北谷公園の広場内に、日によって配置の仕方を変えることで店舗・休憩場所・ワークスペース等に利用できる可変的な木製ユニットを設置し、多様なアクティビティを誘発。

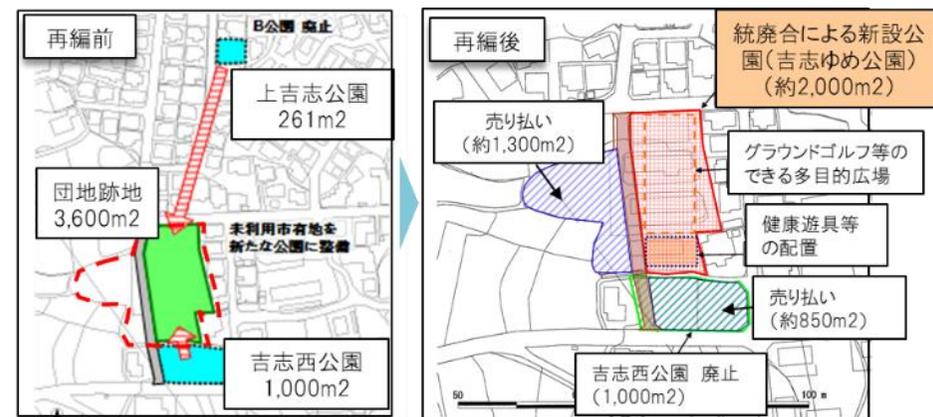


出典：株式会社マッシュホームページ

### ⑥ 北九州市／吉志ゆめ公園

(住民ニーズに応じた都市公園の再編)

- 広場が小さく、段差があるなどにより利用が限られる小規模公園が存在。
- 住民の声を受け、遊休市有地(団地跡地)を活用した小規模公園の集約・再編により、公園利用者のニーズに合った「吉志ゆめ公園」を設置。(2公園廃止→1公園新設)



## 具体化に向けた次回以降の検討課題

- 恒久的な施設設置を伴わない実験的・暫定的な空間利用を進めるための考え方の整理
- 実験的な公園の利活用を柔軟に行うための占用許可手続き

# 検討項目⑤ 社会実験施設設置のルール

## 今後の方向性(2)再生可能エネルギー施設

### ○緑の整備・保全・育成

- ・緑(特に樹木)による二酸化炭素吸収固定、緑によるヒートアイランド現象の緩和を通じた二酸化炭素排出抑制に取り組むため、緑の整備・保全・育成を推進する。

### ○公園で利用するエネルギーのカーボンニュートラルの促進

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた目標を検討し、モデルの形成等を通じて、普及を図る。
- ・災害発生時における自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、太陽光発電施設(ソーラーカーポート含む)に加え、バイオマスなどの利用を促進する。

## 検討の参考となる事例

### ①国営木曾三川公園 (ソーラーカーポートの設置)

- 車いす利用者専用駐車施設と一体的に太陽電池パネルを整備。
- 年間で約4.6万kwhを発電。

### ②東京都／大井ふ頭中央海浜公園 (剪定枝のエネルギー利用)

- 指定管理者の提案により、周辺16カ所の海上公園から集めた剪定枝を熱源として利用するシステムを導入。

### ③山梨市／万力公園 (伐採木のエネルギー利用)

- 面積の8割を森林が占める山梨市では、木質バイオマスの活用を推進。公園の伐採木を薪ボイラーで燃焼させ、温水を供給。

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

### ○緑の整備・保全・育成を図るための支援策

### ○都市公園におけるカーボンニュートラル化の考え方の整理(太陽光発電施設等の扱いを含む)

this page is intentionally left blank

## 検討項目⑥公園におけるデジタル化の促進

## 背景・課題

- 今後のまちづくりの方向性として、AI、IoTといった新技術や都市活動に関するデータをまちづくりに取り込み、市民一人ひとりのニーズに応える都市アセットの利活用やサービスの創出を進めることが重要であることが示されている。
- 都市公園においても、より適切で持続可能なメンテナンス及びマネジメントの観点から、積極的にデジタル技術やデータを活用することが求められている。



## 論点

- 公園においてデジタル化が実装された姿やそれを促進するための方法はどうあるべきか。



## 令和3年度検討会における意見

- ・公園の命である緑を最大化するため、デジタルを導入する考え方が重要。
- ・維持管理業務への技術導入(画像解析、自動化ロボット)による負担軽減、効率化、コスト抑制を目指すべきではないか。
- ・デジタル化の促進には公園管理者に対してデジタル化の効果(管理コストの削減等)を合わせて提示する必要がある。
- ・DXによる公園の維持管理の効率化と公園利用サービスの向上、それが行き来するプラットフォームの整備が必要。
- ・公園管理アプリは標準化すべき。また、管理者だけでなく利用者が利用できるようにし、利用者からも情報提供するなど、市民参加を促す仕組みが望ましい。

## 今後の方向性

### ○EBPM等のための公園情報のオープンデータ化の促進

- ・公園の利用サービス向上、維持管理の効率化、緑が持つ効用の最大化に向け、公園の利用、管理に関わるデータのオープンデータ化、管理・運営への活用を進めていく。

### ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用

- ・DXにより地域の抱える課題等を解決する取組を支えるため、新たなサービスを生み出す実証の場としての公園の活用を進めていく。

### ○DXによる管理運営の高度化

- ・管理者だけでなく、公園利用者等による情報提供、データの利活用も視野に入れ、双方向性のあるデータの蓄積、活用を進め、データを活用した管理運営の変革を図る。

## 検討の参考となる事例

### ①芦屋市(公園レンタルクラウドサービス)

- 芦屋市はPARKFULと協定を締結し、手続きのオンライン化により、公園利用のハードルを下げるとともに、職員の業務負担軽減を下げることが企図し、公園レンタル(公園占有)に関わる各種申請をオンライン化するクラウドサービスの実証実験を2019年度から実施、2022年から本格導入。

### ②名古屋市／久屋大通公園

#### (指定管理者による新技術活用の社会実験)

- 北エリア・テレビ塔エリアにおいて、公園内地下広場に設置した防犯カメラ映像をAIを用いて解析し、防犯や事故防止に役立てる実証事業を実施。
- また、利用者のスマートフォンの位置情報データを用いた行動分析により、施設運営やマーケティングに活用する実験を実施。

# 検討項目⑥公園におけるデジタル化の促進

## 検討の参考となる事例

### ③大阪市／大阪城公園(ドローン飛行の社会実験)

- 関西電機工業が大阪府、大阪市、大阪商工会議所が組織する「実証事業推進チーム大阪」の協力を得て、大阪城公園内の堀の上空で、サーモグラフィを搭載したドローンを飛行させ、画像データの転送スピードや操作性などの機能をはじめ、赤外線画像や映像の撮影により敷地内施設・設備の表面温度の状態を把握し、維持管理業務における実用性を検証。

出典:大阪商工会議所 記者発表資料



### ④渋谷区／宮下公園 (屋外用警備ロボット等の実証実験)

- 屋外巡回用警備ロボットの实証実験のほか、宮下公園を再現したバーチャル空間でのコミュニケーション促進等を実施。

警備ロボット



出典:富士防災警備株式会社プレスリリース

### ⑤千葉市／千葉市動物公園 (デジタル技術によるゴミ回収作業の効率化)

- 来園者用ごみ箱に小型コンピュータを設置。
- 蓄積量や回収状況データを収集し、AIで分析することで最適な回収を進め、回収に係る業務量の削減やごみ箱の最適配置等に取り組む。



ごみ箱の天井部にレーザーセンサーを設置

モニタリングするごみ箱と設置したセンサー

## 具体化に向けた次回以降の検討課題

- どのようなデータをオープンデータ化することが、管理・運営において有効か
- 公園をDXによる新たなサービス実証の場として活用するためにどのような取組が有効か
- デジタル化の促進のために、公園管理者をどのように支援すべきか

this page is intentionally left blank

# 令和3年度の議論を踏まえた論点の再整理

## 当初の検討項目と論点

### 1. 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方

#### ①公園の利用ルールの多様化

公園によって様々な利用者ニーズや周辺住民に対応するため、公園利用ルールの多様化の方向性はどうあるべきか。

#### ②公園における安全・安心の確保

犯罪の予防や事故の防止等、公園での安全・安心を確保するため、望ましい管理の方向性はどうあるべきか。

### 2. 民が担う公の役割を踏まえた公園運営のあり方

#### ③管理運営の担い手の拡大

民間事業者、自治会等地域住民、ボランティア等が主体となった新しいパークマネジメントの仕組みの方向性はどうあるべきか。

#### ④管理運営のインセンティブ

既存ルールの緩和等、自律的で持続可能な管理運営につなげるためのインセンティブの方向性はどうあるべきか。

### 3. まちの活力を支える発展的な公園利用のあり方

#### ⑤社会実験施設設置等のルール

都市公園に設置可能な社会実験施設の具体的な内容や設置のためのルールはどうあるべきか。  
都市公園への太陽光発電施設の設置ルールはどうあるべきか。

#### ⑥公園におけるデジタル化の促進

公園においてデジタルが実装された姿やそれを促進するための方法はどうあるべきか。

## 再整理した論点

### 1. 都市公園をより一層柔軟に使いこなす

#### (1)利用ルールの多様化

- ・ 様々な利用ニーズに対応するための都市公園条例の見直しの促進
- ・ 利用者・地域住民等の合意形成による利用のルールづくりの普及

#### (2)実験的な利活用の推進

- ・ 地域のニーズにスピーディに対応して公園を有効かつ柔軟に活用する社会実験（パークラボ）等の取組の普及

### 2. 担い手を広げる・つなぐ・育てる

#### (3)管理運営における民の役割と担い手の拡大

- ・ 担い手の多様化に即した役割分担の最適化
- ・ 中間支援組織との連携等による多様なステークホルダーの参画、担い手の育成の促進

#### (4)管理運営のインセンティブの拡大

- ・ 担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくり
- ・ 公園の管理運営への投資を引き出すインセンティブとしての広告物設置の柔軟化

### 3. 管理運営を進化させる

#### (5)管理運営におけるデジタル化の推進

- ・ EBPM等のための公園情報のオープンデータ化
- ・ DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- ・ DXによる都市公園の管理運営の高度化

#### (6)都市公園のカーボンニュートラル化

- ・ 緑の整備・保全・育成の推進
- ・ 公園で利用するエネルギーのカーボンニュートラル化の促進（太陽光、バイオマス等）

#### (7)Well-beingへの貢献

- ・ 安全・安心の確保、子育て支援・健康・ウェルネスにつながる維持管理、活用の促進

# 都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会 とりまとめの方向性(案)【概要】

H28.5 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ

## 新たなステージに向けた重点的な戦略を踏まえた新たな制度の創設

### 都市緑地法

- ・ 「緑の基本計画」の記載事項の拡充
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

### 都市公園法

- ・ 都市公園で保育所等の設置を可能に
- ・ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・ 公募設置管理制度(P-PFI)の創設
- ・ 公園の活性化に関する協議会の設置
- ・ 都市公園ストック再編事業の創設
- ・ ガイドラインの作成、プラットフォームの支援

民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方、及びそれを支えるための仕組みについては、さらなる検討が必要

さらなる  
政策推進の  
必要

社会経済  
状況の変化  
への対応

- ・ 新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応
- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに向けた取り組み
- ・ カーボンニュートラル、デジタル化、新技術の進展 など

## 都市公園の柔軟な管理運営の促進に向けた基本的考え方

### “つくり育てるみんなの公園”

公園を利活用する上での制約の要因となっている課題への対応策を示し、都市・地域・市民のために役立つみんなの公園を増やしていく

主な課題への対応

管理の負担 → ステークホルダーで管理

(少数の)クレーム → ルールのオーダーメイド

担い手の不在 → 中間支援組織の活用

### 1. 都市公園をより一層柔軟に使いこなす

#### (1) 利用ルールの多様化

- ・ 様々な利用ニーズに対応するための都市公園条例の見直しの促進
- ・ 利用者・地域住民等の合意形成による利用のルールづくりの普及

#### (2) 実験的な利活用の推進

- ・ 地域のニーズにスピーディに対応して公園を有効かつ柔軟に活用する社会実験(パークラボ)等の取組の普及

### 2. 担い手を広げる・つなぐ・育てる

#### (3) 民の役割と担い手の拡大

- ・ 担い手の多様化に即した役割分担の最適化
- ・ 多様なステークホルダーの参画、担い手の育成の促進

#### (4) インセンティブの拡大

- ・ 担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくり
- ・ 広告物設置の柔軟化

### 3. 管理運営を進化させる

#### (5) デジタル化の推進

- ・ EBPM等のための公園情報のオープンデータ化
- ・ DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- ・ DXによる管理運営の高度化

#### (6) 都市公園のカーボンニュートラル化

- ・ 緑の整備・保全・育成の推進
- ・ 公園で利用するエネルギーのカーボンニュートラル化の促進

#### (7) Well-beingへの貢献

- ・ 安全・安心の確保、子育て支援・健康・ウェルネスにつながる維持管理、活用の促進